

2025年度 第39回東海マーチングコンテスト開催要項

(第38回全日本マーチングコンテスト予選)

I 概要

- (1) 名称 第39回東海マーチングコンテスト
- (2) 主催 東海吹奏楽連盟 朝日新聞社
- (3) 期日 2025年10月11日(土)
- 10時～ 高校以上パレコン・ニューカマー・結果発表
- (13時半～ 小学生バンドフェスティバルフロア部門)
- 14時～ 中学生パレコン・ニューカマー・結果発表
- (4) 会場 ビッグハット(長野市若里多目的スポーツアリーナ)
- 〒380-0928 長野県長野市若里 3-22-2 026-223-2223
- (5) 主管 長野県吹奏楽連盟
- (6) 後援 長野県教育委員会 長野市教育委員会
- (7) 審査員 【審査員】 片山 陽平 (Per) 田村 真寛 (Sax) 日高 剛 (Hrn)
- 松本 健司 (Cl) 若狭 知良 (Trb)
- 【審判員】 沖田 裕司 鈴木真由子 山口 結美
- (8) 参加資格・参加人数・演奏時間・規定課題
- 東海マーチング大会実施規定・審査内規による
- (9) 参加費 一人500円(生徒指揮者・ドラムメジャーを含む)
- ※ 教員、指導者が指揮をする場合、その者は無料とする。
- (10) 参加に関わる経費 参加団体の負担とします。
- (11) 著作権料 東海吹奏楽連盟で負担いたします。

2 参加申込みの方法 ※ 書類は、レターパックライトもしくは速達郵便で送付してください。

(1) 申込み・提出書類

提出書類	提出方法等について	提出期日
①参加申込書	<p>東海吹奏楽連盟ホームページからお申し込みください</p> <ul style="list-style-type: none"> 返信されたメールに記載されているURLにより取得した参加申込書をプリントアウトしたものに、公印を押印して速やかに郵送してください。 <p>※ 封筒に「マーチング」と朱書きしてください。</p> <p>[郵送先]</p> <p>〒460-8488 名古屋市中区栄1-3-3 朝日新聞名古屋本社2階 東海吹奏楽連盟 事務局 宛</p>	別紙締切表 参照
②著作権・校正 確認用楽譜	<ul style="list-style-type: none"> 曲名・作曲者名・編曲者名・出版社名が記載されているページのコピーを申込書と同時に郵送すること。 	別紙締切表 参照
③規定課題演技 申請書	<ul style="list-style-type: none"> コンテストの部・ニューカマーの部に出演する団体は、必ず指定されたエクセルファイルに入力して、メール添付で提出してください。 	別紙締切表 参照
④プログラム用 写真	<ul style="list-style-type: none"> 必ずデータで提出してください。(返却しません) データには、団体名を付けてください。 	別紙締切表 参照

(2) 参加料・プログラム代金の支払い

各県に設定された締切日（別紙参照）までに郵便振替にて入金してください。手数料は参加団体にご負担ください。

※ 申し込み部数と入金額が違う場合は、入金額に合わせてお渡しいたします。

口座番号 00870-9-80914

加入者 東海吹奏楽連盟

参加団体名で入金をお願いします。

3 規定課題演技申請書

規定審判員が規定課題審判をするときの参考資料とするものです。

【作図】

添付用紙の升目に、それぞれの規定課題に入る直前の位置を点線で、演技スタートの位置を実線で、動きの方向を矢印で示してください。

【規定内容・曲名・演技スタート】

- ・ 規定演技を行う順に記入してください。
- ・ 規定演技を行うときの曲名と、演技スタート（赤旗）からのおよその時間を記入してください。

【規定課題書類送付先（メール添付）】

東海吹奏楽連盟事務局次長 金井 弘 kanai.hiroshi@nifty.com

4 プログラム用写真 2025年度より写真の掲載は行いません。

【プログラム写真送付先（メール添付）】

東海吹奏楽連盟事務局 tokaioffice@info-g.co.jp

東海マーチングコンテストについてのお問い合わせ先

〒460-8488

名古屋市中区栄1-3-3 朝日新聞名古屋本社内2階
東海吹奏楽連盟事務局

お問い合わせは、メールにてお願いいたします。

E-mail tokaioffice@info-g.co.jp

HP <https://www.info-g.co.jp/tokai/>

出演団体への連絡事項

1 入場について

① 出演者・付き添い

- ・ **出演者**（生徒指揮者・DM含む）及び、**付き添い3名まで**（教師指揮者を含む）。
- ・ 事前に送付するリボンを左肩に付けてお越してください。
- ・ 出演者及び付き添い者は、客席で鑑賞することができます。

② 運搬補助員（小フェスのみ）

- ・ ①以外に、補助員 **10名まで演技フロアに入場することができます**。
- ・ 運搬補助員は、運搬時には事前に送付するリボンを左肩に付けてください。
- ・ 運搬補助員はリボンで客席に入場することができません。客席に入場する場合は、入場券を購入して2階一般入口から入館してください。

2 チケットについて

- ・ 一般券 **2,000円** ※ 未就学児の入場はご遠慮ください
- ・ 出演校学生券 **1,000円** ※ 出演校の出場しない部員（補助員や応援）を対象としています
- ・ パレコンの団体は一般券100枚・出演校学生券50枚、ニューカマーの団体には一般券50枚・出演校学生券10枚を配付します。
- ・ 一般前売券はあさチケにて10月3日(金)10時から販売開始です。
- ・ 当日券販売あり 一般券 **2,000円**のみ販売（当日の状況により制限あり）

3 プログラムについて 1部 500円

- ① 各団体、**5冊**を無料で配付します。
- ② WEB申込みの際に、無料分を除いた数を入力してお申し込みください。
印刷部数が限られていますので、出演団体は予約購入をお勧めします。

4 タイムテーブル・全日程について

正式なタイムテーブル・出演順は、全ての県代表の申し込み後にメールにて送付の予定です。
また、東海吹奏楽連盟ホームページにも掲載します。

5 代表者会議・前日の会場見学について

実施いたしません。

6 表彰式について

やむを得ず表彰式に参加することができない場合は、団体関係者または近隣の団体に講評用紙・賞状・楯の受取を依頼しておいてください。当日お渡しできない場合は、着払いにて郵送させていただきます。

7 当日のバス・トラックについて

団体ごとにバス2台（出演者のみ）、トラック1台分の駐車場を確保しています。それ以上に増える場合はご連絡ください。応援バスについては駐車場のご用意はありません。乗降のみ可能です。

8 その他

会場周辺での動き練習、音出しは一切禁止です。

東海マーチングコンテスト実施規定

第1章 総 則

第1条 (大会名称)

この大会は「東海マーチングコンテスト」という。

第2条 (実 施)

東海マーチングコンテストは、各支部から推薦された吹奏楽団体が参加して毎年実施する。

第3条 (支部連盟)

推薦母体となる県連盟は、次のとおりとする。

- ① 愛知県吹奏楽連盟 ② 三重県吹奏楽連盟 ③ 岐阜県吹奏楽連盟
④ 長野県吹奏楽連盟 ⑤ 静岡県吹奏楽連盟

第4条 (実施会場・日時)

実施会場・日時などの必要事項は、東海吹奏楽連盟常任理事会で定める。

- 2 常任理事会は毎年3月末日までに、翌年度の開催事項を決定する。

第2章 実施区分および参加資格

第5条 (実施区分)

東海マーチングコンテストはパレードコンテストの部（規定演技の部）とニューカマーの部を実施する。なお、ニューカマーの部は東海大会までの部門とする。

第6条 (参加資格)

参加資格は、東海吹奏楽連盟に登録された団体で次のとおりとする。

① 中学生

同一中学校に在籍している生徒で構成された団体（同一経営の学园内小学生の参加は認める）、または、中学生以下で構成された団体の生徒とする。なお、2校以上の合同での出場を認める。

② 高等学校

同一高等学校に在籍している団体の生徒とする。（同一経営の学内中学校生徒・学内小学校児童の参加は認める）なお、2校以上の合同での出場を認める。ただし、単独校のみ全日本吹奏楽マーチングコンテストへの出場権を与える。

③ 大 学

構成メンバーは同一の大学に在籍している学生とする。

④ 職 場

同一経営の会社・工場・事務所・官公庁（それぞれグループ企業・団体も含む）など、経営者または組合などの認を得て設立されている団体であって、構成メンバーは、その勤務先に勤務している者とする。

⑤ 一 般

構成メンバーは、第2項に該当しない限り自由とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

- 2 出演者が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

第3章 支部代表

第7条 (支部団体の推薦)

各県連盟は代表団体を決定し、東海吹奏楽連盟へ推薦・報告する。

第8条（推薦団体数）

コンテストの部に県代表として選出する団体は、当該年度のコンテスト参加団体数を基に理事会で決定する。ただし、全国大会に出場した団体は翌年の東海大会のシードとする。

2 ニューカマーの部は次のとおりとする。

- ① 各県中学校部門より2団体以内、高等学校以上部門より2団体以内とする。
- ② 同一団体の出場は連続2回までとする。

第9条（参加費用）

ニューカマー・コンテストの部の参加に関する費用は、参加団体の負担とする。

第4章 ニューカマーの部

第10条（参加資格）

ニューカマーの部はコンテストの部の導入段階として設定しており、この部への連続出場は2回までとする。3回連続の出場は認めない。

第11条（参加人員）

参加人員は自由とする。

第12条（編成）

編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器（擬音楽器を含む）とする。電子楽器、ピアノ、ハープ、チェレスタの使用は認めない。また、手具・大道具・ピット楽器の使用は認めない。

第13条（出演時間）

出演時間は、5分以内とする。

出演時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。（赤旗で合図する）

第14条（演奏曲目）

演奏曲は自由とする。

第15条（規定課題）

参加団体には別に次に定める規定課題を演技しなければならない。

全ての規定課題について開始の合図を白旗でおくる。

第16条（服装）

服装は自由とする。

第17条（出演順序）

出演順序は理事会において決定する。

第18条（賞状・賞品）

出演団体に賞状・賞品を贈ることができる。

第19条（審査）

審査員は理事会にて選出し、理事長が委嘱する。

審査員により今後の参考になるよう講評をおこなう。

第5章 コンテストの部

第20条（参加人員）

参加人員は80名以内とする。ただしDMはこの人数に含まない。指揮者を置いてもよい。

第21条（編成）

編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器（擬音楽器を含む）とする。電子楽器、ピアノ、ハープ、チェレスタの使用は認めない。手具の使用については、全日本マーチングコン

テストの基本理念に沿うこと。また、大道具・ピット楽器の使用は認めない。

第22条（出演時間）

出演時間は、6分以内とする。

出演時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。（赤旗で合図する）

第23条 出演時間が超過した場合は、審査の対象としない。

第24条（演奏曲目）

演奏曲は自由とする。

第25条（規定課題）

参加団体は別に定めた規定課題を演技しなければならない。

全ての規定課題について開始の合図を白旗でおくる。

第26条 規定課題については課題ごとに判定し、違反のものは減点とする。

第27条 規定課題、手具・大道具等・使用楽器・指揮者については全日本吹奏楽連盟に準ずる。

第28条（服装）

服装は自由とする

第29条（出演順序）

出演順序は理事会において決定する。

第30条（賞状・賞品）

出演団体に賞状・賞品を贈ることができる。

第31条（審査）

審査員は理事会にて選出し、理事長が委嘱する。

2 審査員は原則として5名とする。

3 審査は別に定める審査内規による。

第6章 その他

第32条（共催・後援・協賛）

東海マーチングコンテスト実施にあたって、常任理事会が必要と認めた場合は、共催および後援、協賛団体をもつことができる。

2 共催および後援、協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。

第33条（改定）

この規定は常任理事会の議決により改定することができる。

平成14年2月22日改定

平成16年7月3日改定

平成19年7月6日改定

平成25年6月29日改定

平成27年6月27日改定

令和4年9月17日改定

令和5年11月26日改定

令和6年9月14日改訂

東海マーチングコンテスト審査内規

- 第1条 この内規は東海マーチングコンテスト実施規定第5章31条3項に基づき審査および判定について定めるものである。
- 第2条 審査員は音楽関係・マーチング関係を含めて5名とする。審査員はA・B・Cの三段階で総合評価する。
- 第3条 審査結果の処理は理事長から委嘱された5名によって構成する判定委員会がおこなう。
- 第4条 審査員はA・B・Cの三段階で評価した後、東海支部代表数に2を加えた順位まで投票用紙に記入する。ただし、ニューカマーの部は必要に応じて順位を決定する。
- 第5条 審査員のA・B・Cの過半数によって、金賞、銀賞、銅賞を決定し表彰する。ニューカマーの部は全て優秀賞とする。特に優れた団体に最優秀賞をおくる。
- 第6条 投票では、順位の逆順に得点化して（例：1位5点～5位1点）、金賞受賞団体の中から合計得点の上位団体を全国へ推薦する。ただし金賞受賞団体が代表数に達しない場合は、銀賞受賞団体の中の合計得点上位団体から推薦する。なお、2団体が同点の場合は審査員の投票で推薦団体を決定し、3団体以上が同点の場合は、順位投票を行い、順位の逆順に得点化して上位団体を推薦する。
- 第7条（ペナルティ）
演奏演技時間、規定課題に関するペナルティは次の通りとする。
① 規定課題が不合格の場合。
一項目の違反 厳重注意とする
二項目以上の違反 賞を1ランク下げる
② 演奏演技時間の超過は失格とし、審査の対象外とする。
- 第8条 第4条による結果は審査員の了承を得、理事長が賞を決定する。
- 第9条 審査表は出演団体に渡し、一覧表は常任理事会で公表する。
- 第10条 この内規は常任理事会の会議により改定することができる。

平成13年10月5日改定

平成18年7月1日改定

平成27年6月27日改定

平成28年6月25日改定

令和元年9月21日改定

令和6年9月14日改訂

規定課題

【パレードコンテスト】

当年度の「全日本吹奏楽連盟マーチングコンテスト規定課題」に順ずる。

【ニューカマー】

出演時間（5分以内）のなかに，次の二つの演技を入れて演奏を行う。〔イ〕〔ロ〕の順序は自由とする。

課題〔イ〕 2列以上の隊列が，四角形ラインに沿ってパレード行進しながら1周する。行進は連続して行い，90度方向転換の方法は自由とする。

〔注釈〕 a 終了（終点）の位置と隊形は，出発時の位置と隊形をとる。ただし停止はしなくてもよい。

b 同課題では，常にメンバーの一部が前進をしていること。全体の停止，マークタイムは減点とする。

課題〔ロ〕 足踏み演奏（マークタイム）または停止間演奏を32歩間以上連続して行う。足踏み演奏の方向は自由とする。

※ 課題〔イ〕〔ロ〕についての注釈は，パレードコンテストの部に準ずるものとする。